

## セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約 一部改定のお知らせ

2021年4月1日をもって「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

改定前	改定後
第1条（目的） 略	第1条（目的） 略
第2条（カード情報連携に関する指図の実行） ① 前条の場合、本会員は、本提携先（その業務委託先を含む。本条において以下同じ）に対し、当社が本提携先に対し本情報連携をするよう、当社に指図（以下「本連携指図」という）をすることを委託するものとします。	第2条（カード情報連携に関する指図の実行） ① 前条の場合、本会員は、本提携先（その業務委託先を含む。本条において以下同じ）に対し、当社が本提携先に対し本情報連携（ <u>当社が指定する提携先アプリを利用する場合、本カード情報のうち、いずれか又は両方が変更された際に自動で行われる情報連携を含む。</u> ）をするよう、当社に指図（以下「本連携指図」という）をすることを委託するものとします。
② 略	② 略
③ 当社は、本会員による本カードの申込みを承諾した後、本提携先から本連携指図を受けたときは、本カード情報を本提携先に提供することにより本情報連携を行います。	③ 当社は、本会員による本カードの申込みを承諾した後、本提携先から本連携指図を受けた場合は、本カード情報を本提携先に提供することにより本情報連携を行います。
第3条（本特約の変更等） 略	第3条（本特約の変更等） 略
第4条（その他） 略	第4条（その他） 略